

2011年10月14日

鹿児島県  
知事 伊藤 祐一郎 様

川内原発増設反対鹿児島県共闘会議  
議長 荒川 謙

## 川内原子力発電所に係る申し入れ書

県民の安心・安全な暮らしを確保するために日夜御奮闘されておられることに敬意を表します。

さて、3月11日の東北地方太平洋沖地震とそれによる津波が引き起こした福島第一原発などでの事故について3月23日に貴職へ申し入れましたが、今なお原発事故の収束の目途は立っていません。野田新首相は「減原発」、「原発の新設は現実的に困難」、「寿命がきたものは廃炉に」と明言し、「原発に可能な限り依存をしない社会をつくる」と強調しています。

川内原発1・2号機が定期点検にはいり、凍結されているとはいえ3号機増設計画がある中で、県知事が果たすべき役割は極めて大きなものがあります。わたしたちは、原発に係る安全設計審査指針などに裏付けられた「多重防護」が自然災害の前に無力であった現実を踏まえ、川内原発3号機増設計画を中止し、脱原発のエネルギー政策へ転換するとともに、社会全体の省エネルギーを推進するよう求め、下記のとおり申入れます。

### 記

- 1 手続きが凍結されている川内原発3号機増設計画について、薩摩川内市民や県民の声、さつま町をはじめ日置市や枕崎市、南さつま市、伊佐市、姶良市、湧水町、屋久島町、徳之島町、伊仙町、知名町、与論町議会などで増設計画を白紙撤回し中止するよう求める決議が採択されていることも踏まえ、増設計画を中止するよう国及び九州電力に申し入れること。

また、原発新增設に係る立地自治体などへの交付金支出のための「周辺地域整備資金」を、震災復興や再生可能エネルギーに係る研究開発などへ支出するよう国に求めること。

- 2 川内原発1・2号機を計画的に廃炉にし、安易な再稼働を行わないこと。

定期点検中の川内原発1・2号機の再稼働に当たっては、福島原発事故の原因がいまだ解明されず、地震と原発事故の因果関係が不透明なだけに、「緊急安全対策」(2011年3月30日、国が指示)や「プラント技術者の会」が「STRESS TEST・・・今、何が行なわれようとしているのか」(2011年9月5日)で指摘している多くの問題点を抱えた「ストレステスト」の結果のみで判断しないこと。少なくとも九州電力が「更なる信頼性向上の観点から」冷却機能を失わないために実施している重要機器の防水対策などが完了する平成26年度初めまでは絶対に再稼働させないこと。そして、国の「福島発電所事故調査・検証委員会」

などによる福島原発炉心部などの精密な現地調査による事故原因の解明と情報公開、それを踏まえた万全な安全対策をおこなうとともに、立地自治体のみならず福島原発事故被害の拡大状況を踏まえた「関係」自治体・議会及び住民の「同意」なしには再開しないよう国及び九州電力に対し強く申し入れること。

なお、原子力発電所の安全性に係る問題について国や九電任せにせず、県が主体的かつ責任を持って判断出来る知見を得るため、「新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会」を参考に、原発批判派の有識者も含めた「技術委員会」を設置すること。

- 3 電力需給状況について客観的な判断が出来るようにするために、九州電力「平成 23 年度供給計画の概要」(2011 年 3 月 30 日策定)の「最大電力需給バランス」で明らかにしている最大電力需要時に対応する供給力の電源別内訳(自社分と他社受電分)とその根拠となる対象発電所(自社分)と購入会社(他社受電分)を、過去 10 年間及び 2020(平成 32)年までの年ごとに公表するよう求めること。併せて、2020(平成 32)年までの「電源開発計画」と「電源廃止計画」を、「平成 23 年度供給計画の概要」策定後の見直し状況を含めて公表するよう求めること。

九州電力が電力の安定供給責任を果たすよう、当面、短期間で建設・運用が可能なガスタービン発電の新設や工事中の松浦 2 号火力発電所の早期工事再開、計画停止中の火力発電所の再稼働、廃止予定火力発電所の廃止時期の延期などを求めること。

また、別添の「九州電力の原発が全て止まっても、電気は足りています」(2011 年 10 月：川内原発増設反対鹿児島県共闘会議作成)について県の見解を明らかにすること。内容について理解できない場合はその箇所と理解できない理由を明らかにすること。

- 4 鹿児島県地域防災計画原子力災害対策編(1983 年決定・2008 年 3 月修正)の見直し作業が進められているが、以下のことを盛り込むこと。

- (1) 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(E P Z)を、県は現行の 10 ㎞から 20 ㎞へ暫定的に拡大する方針のようだが、福島原発事故のような過酷事故に対応しうようアメリカ(第 1 区域が 16km・第 2 区域が 80km)等を参考に、当面 30 ㎞に拡大すること。

併せて、30 ㎞圏内の自治体と九州電力との安全協定締結を支援すること。

- (2) 福島原発事故のような地震や津波災害などの自然災害と原発事故が同時に起こった複合災害時の対応方針を、福島原発事故の被災状況と関係自治体の対応方針の総括を踏まえ、明確に定めること。

- (3) 福島第一原発事故とその避難状況をシュミレーションし、福島で起こったことを追体験し、その中から学ぶことが出来る実践的な防災訓練を 2011 年度に実施すること。なお、九電・国・県・市の通信連絡、モニタリング体制、避難誘導と避難所の整備、緊急被曝医療措置・救護所での住民登録とスクリーニングなどの検証をおこなうこと。

また、水害と同じような「避難準備情報」を提供すること。

- (4) 福島第一原発や女川原発などのオフサイトセンターが機能しなかったことを踏まえ、原子力災害対策特別措置法施行規則のオフサイトセンター指定要件を満たしていない第二オフサイトセンター(川薩保健所)を移設するよう国に求めること。

- (5) 福島原発事故で、震災直後から東京電力による「放出源情報」が得られなかったものの、あらかじめ定められた次善の策により、原子力安全・保安院と文部科学省、原子力

安全委員会が SPEEDI (緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)により独自に試算した予測情報が公開されず住民避難に活用されなかったことについて、立地県として経緯と原因、今後の改善策を明確にするよう国に求めること。

また、県が設置しているモニタリングポストの地震・津波対策をおこなうとともに、九州電力設置のモニタリングポストの地震・津波対策に万全を期し、「放出源情報」が一刻たりとも得られないような事態を招かないよう九州電力及び国に求めること。

なお、放射性物質の放出量の予測をおこなって事故の進展を予測する ERSS (緊急時対策支援システム)も福島原発事故直後に機能不全に陥ったとなっているが、県の防災計画で今後どのように位置づけるのか明らかにすること。

(6) IAEA (国際原子力機関)の PAZ (予防的措置範囲)を生かし、福井県や新潟県の防災計画を参考にして予防的な避難をおこなう区域を防災計画に定めること。

5 政府は「革新的エネルギー・環境戦略」や新「エネルギー基本計画」の策定、「原子力政策大綱」の見直しを進めているが、原発全廃及びエネルギーの低消費化、発送電の分離や送電機能の独立化・中立化などの電力市場改革、自然エネルギーの利用拡大などについて数値目標や財政計画で裏づけられた行程表(ロードマップ)を作成し、「脱原発」を明確に打ち出したエネルギー政策を策定するよう国に意見反映をすること。

併せて、福島原発事故後の社会状況を取り入れていない「鹿児島県新エネルギー導入ビジョン」(2011年3月改定、2020年までの計画期間)の新エネルギー導入目標を全面的に見直し、かごしま産業支援センターなどとの連携を強めながら、脱原発・エネルギー政策転換へ向けた再生可能エネルギー産業を軸にした県の地域活性化計画を示すこと。

6 九州電力の「やらせメール」問題について

(1) 原発に係る説明会やヒヤリングなどにかかわって、知事及び県の管理職による九州電力社員への示唆など働きかけの有無を明らかにすること。ある場合はその内容を具体的に示すこと。

(2) 九州電力の第三者委員会「最終報告」を受けた県の対応方針を明らかにすること。

7 川内原発2号機構内での火災による人身事故について

2011年9月10日14時55分ごろ、川内原発2号機のタービン建屋地下1階から出火し、作業員2名が軽傷を負う事故が発生した。昨年1月29日の死傷事故に引き続いて人身事故が発生したことは安全対策上重大な問題であるため、川内原発建設反対連絡協議会は9月30日に九州電力川内原発所長と交渉をおこないました。

2010年4月5日の九州電力社長による県知事への「川内原子力発電所1号機タービン建屋での事故について(御回答)」を踏まえ、県として九州電力の「原因と再発防止対策について」を検証し、再発防止に係る問題点を九州電力に指摘し改善を求めること。

(1) 九州電力は、事故発生24分後の15時19分に原子力安全・保安院へ、28分後の15時23分に原子力保安検査官に、29分後の15時24分に薩摩川内市に、30分後の15時25分に県に連絡したとし、これ以上の時間短縮は困難なので「一斉通報」システムの導入を検討していると回答した。県として、事故の被害程度に応じて自治体が迅速に対応できる「一斉通報」システムを導入するよう九州電力に求めること。

また、近隣の住民への連絡がどのようになされたかを明らかにすること。

(2) 今回の火災事故において専属消防隊による消火確認時刻は 15 時 03 分という回答だったが、専属消防隊の現場到着時刻と消火活動の内容を明らかにすること。

(3) 事故原因と再発防止対策について

ア 九州電力は、「揮発し滞留していた洗浄液が何らかの原因で発生した静電気により発火したものと推定」と回答した。過去に同種作業での静電気の発生有無と過去に静電気が発生していたにも関わらず対策が放置されていたとするならその理由を明らかにするよう九州電力に求めること。

イ 九州電力は「原因と再発防止対策について」で 5 項目の再発防止対策を掲げているが、2010 年 1 月 29 日の死傷事故報告書の「川内 1 号機所内電源設備点検作業中の人身事故に係る事故発生要因分析図(推定原因と再発防止対策との関連)」が教訓として生かされず、⑤項の作業ミーティングが形骸化していたと認められる。県として、九州電力へ組織風土の問題点も含めた再発防止対策をさらに強めるよう求めること。